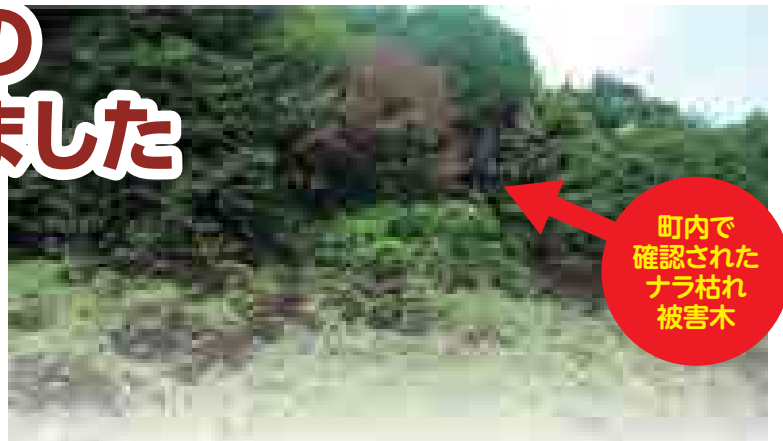


町内でナラ枯れの発生が確認されました



町内で確認されたナラ枯れ被害木

ナラ枯れ発生の原因

ナラ枯れは、ナラ類、シイ・カシ類の樹木(具体的にはナラ、コナラ、カシワ、クリ)を枯らす病原菌「ナラ菌」と、この病原菌を媒介する体長5mm程度のカシノナガキクイムシという小さな虫による樹木の伝染病です。

ナラ枯れ被害木の特徴

- 9月ごろに葉が真っ赤に変色し、落葉しない。
- 急に枯れる。(葉が萎え枯れ始めてから、1～2週間)
- 木の根元に木屑(フラス)が落ちている。(カシノナガキクイムシの穿入により発生)
- 幹に直径2mm程度の穴がたくさんあいている。(カシノナガキクイムシの穿入痕)

ナラ枯れ発生のメカニズム

- (1)前年に枯れた木からカシノナガキクイムシの成虫が飛び出す(6～8月)
- (2)少数の雄が健全な樹木に入り(穿入)、集合フェロモンを発散する。
- (3)集合フェロモンに誘引され、多数の雌雄の成虫が集中的に木に入る。
- (4)穿入した際に伝搬されたナラ菌がまん延し、樹幹の水分通道機能が悪化し、急激に枯れる。
- (5)枯れた木で繁殖し、越冬する。
- (6)越冬した幼虫が翌春に羽化・脱出する。

9月に行った「ナラ枯れ全県一斉調査」において、町内民有林内でナラ枯れの発生が確認されました。

ナラ枯れ被害は、秋田県では平成18年度に初めて確認され、日本海側や県南内陸部で被害が拡大し、平成27年度に大仙市で、今年度に仙北市においても被害が確認されました。

引き続きご協力をお願いします

町内では、みずほの里ロード東側の森林の大部分にナラ林が存在します。冬でも落葉しなかったり、9月ごろに紅葉したように赤くなっている木を発見した場合は、下記までご連絡くださるよう、ご協力をお願いします。

ご注意ください

ナラ枯れ被害木は、枝が落ち、幹が折れ、根から倒れてきます。枯れてから1年から2年で倒木しやすくなるため、風雨などで隣接する住宅や道路に倒れたり、人に当たる場合もありますので、大変危険です。ナラ枯れ被害木には近づかないようにしてください。

また、山林を所有されている方は、ナラ枯れがある場合は早期に伐採するなど対策をとっていただくようお願いいたします。

問い合わせ●町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

国民年金からのお知らせ

年金相談の予約をしませんか?? 待ち時間の短縮! スムーズな年金相談を

■予約申込み方法

相談希望日の前日までに電話または、年金相談窓口で受付しています。

※予約状況により、ご希望の日時を調整する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

受付時間●平日 午前8時30分～午後4時

お客様相談室 ☎0187(63)2296

自動音声案内となっています。番号「9」を押してから番号「5」をお選びください。

年金相談では、相談者および配偶者の氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容などについて確認します。また、相談者本人であることを確認できるもの(運転免許証や、保険証と年金手帳など顔写真のないものは2つ)が必要です。予約時間までに来所し、総合相談窓口に出してください。

※代理人の方が相談に来る際には、委任状が必要です。※ご都合により来所できない場合には、事前にご連絡ください。

問い合わせ 日本年金機構 大曲年金事務所 ☎0187(63)2296

12月3日から9日は「障害者週間」です

障がいは誰にも生じ得る身近なものです

- ・身体障がいの半数は、18歳から64歳の間の病気や事故によるものです。
- ・国民の15人に1人がうつと診断されています。

障がいは多種多様 同じ障がいで一律ではありません

- ・障がいの程度による違いがあります。
- ・障がいが生じた時期による違いがあります。

外見では分からない障がいもあります

- ・聴覚障がいや心臓・腎臓等の内部障がい
- ・精神障がいや自閉症等の発達障がい等

周囲の理解や配慮があれば できることがたくさんあります

- ・地域での自立した生活、就労等

ご利用ください「地域活動支援センター」

町では、障がいのある方が住みなれた町で安心して暮らし、社会とのつながりや生きがいをもって生活していくための創作的活動や生産活動の機会の提供を目的とした「地域活動支援センター」を開設しています。「地域活動支援センター」の利用は無料ですが、事前に町福祉保健課へ利用申請が必要です。

センター開設日 ● 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

センター開設時間 ● 午前9時～午後5時

センター開設場所 ● 美郷町六郷字熊野121-8

町福祉保健課への利用申請のしかた

「地域活動支援センター利用申請書」に必要事項を記入のうえ、障がい者手帳等の写しを添えて、町福祉保健課の窓口へ提出してください。「地域活動支援センター利用申請書」は町福祉保健課の窓口へ備え付けてあります。

※「地域活動支援センター」の運営は社会福祉法人慈泉会に委託しています。

問い合わせ ● 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

障がいのある方やご家族の方へ 悩みを抱え込んでいませんか

「相談支援事業所」にお気軽にご相談ください

町では、障がいのある方の支援に関する専門知識を有する「相談支援事業所」に、悩みごとの相談を受け付ける業務を委託しています。「相談支援事業所」では相談支援

専門員や精神保健福祉士が、障がいのある方やその家族などからの相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

| 相談先 | 相談支援事業所 サンワーク六郷 | 地域生活支援センター のぞみ | 指定相談支援事業所 後三年鴻声の里 | 地域サポートセンター 川音(かのん) |
|------|-------------------------|--|----------------------|-----------------------|
| 対象者 | 身体・知的障がいのある方や その家族など | 精神に障がいのある方や その家族など | 知的障がいのある方や その家族など | 知的障がいのある方や その家族など |
| 相談日 | 月曜日～金曜日、 第1・3土曜日 | 月曜日～金曜日 | 月曜日～金曜日 | 月曜日～金曜日 |
| 相談時間 | 午前9時～午後4時 | 午前9時～午後4時 ※相談は予約制です。事前に 電話で予約してください。 | 午前8時30分～ 午後5時30分 | 午前8時30分～ 午後5時30分 |
| 事務所 | 美郷町六郷字熊野213-1 | 横手市上内町6-39 | 美郷町飯詰字東西法寺 258 | 大仙市角間川町字八幡前 285-1 |
| 電話番号 | 0187(84)1208 | 0182(35)5781 | 0187(83)2035 | 0187(65)2003 |

問い合わせ ● 美郷町総合支援協議会事務局(町福祉保健課 福祉班) ☎0187(84)4907